

朝来市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

令和2年4月1日制定

令和7年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、常駐義務が緩和された現場代理人の兼務について、対象となる工事の範囲を設定し、その事務取扱に必要な事項を定めるものとする。

(発注機関の定義)

第2条 この要領における発注機関の定義は、次のとおりとする。

(1) 朝来市

(2) 兵庫県

ア 兵庫県但馬県民局養父土木事務所

イ 兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所

ウ 兵庫県まちづくり部公営住宅整備課、営繕課、設備課

エ 兵庫県土木部、農林水産部及び環境部

(兼務の対象となる工事)

第3条 朝来市が発注する当初請負代金額が、4,000万円未満の工事（単価契約又は総合契約単価取決方式による工事を除く。）の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は、前条第2号の所管する工事も含め、現場代理人を3件まで兼務することができる。

ただし、前条第2号の所管する工事との兼務にあつては、兵庫県が兼務を認める場合に限る。

(1) 兼務する工事3件が、兵庫県発注の場合は、養父市及び朝来市区域内で施工する工事、朝来市発注の場合は、朝来市区域内で施工する工事であること。

(2) 既に契約している各工事の当初請負代金額が、4,000万円未満であること。

2 第1項に該当する工事であっても、工事内容等により兼務を認めない場合がある。

(現場代理人を兼務する場合の手続き)

第4条 受注者は、兼務を希望する工事の契約を締結する際に、「工事施工計画及び下請人等通知書」に加えて、以下により「現場代理人兼務届」（朝来市様式第1号）を発注機関に提出するものとする。

(1) 朝来市の工事のみ現場代理人の兼務を希望する場合

「現場代理人兼務届」（朝来市様式第1号）を朝来市の発注部局に提出するとともに、既に契約締結している朝来市の他部局に対しても速やかに「現場代理人兼務届」（朝来市様式第1号）（写）を提出するものとする。

(2) 兵庫県と朝来市の工事の現場代理人の兼務を希望する場合

ア 新たに兼務する工事が兵庫県の発注機関の工事の場合

「現場代理人兼務届」(朝来市様式第1号)を兵庫県の発注機関に提出するとともに、既に契約している朝来市に対しても速やかに「現場代理人兼務届」(県第1号様式の(写))を提出するものとする。

イ 新たに兼務する工事が朝来市の工事の場合

「現場代理人兼務届」(朝来市様式第1号)を朝来市に提出するとともに、兵庫県の発注機関に対しても、速やかに「現場代理人兼務届」(朝来市様式第1号)(写)を提出するものとする。

(現場代理人を兼務する必要がなくなった場合の手続き)

第5条 受注者は、兼務している工事が竣工した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、速やかに契約継続中の工事の朝来市に「現場代理人兼務解除届」(朝来市様式第2号)を、兵庫県の発注機関に「現場代理人兼務解除届」(県第2号様式)を提出するものとする。

(現場代理人の責務)

第6条 現場代理人は、兼務する一つの工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(主任技術者の兼務)

第7条 兼務を認められた現場代理人は、各々の工事の主任技術者を兼ねることができる。

(その他)

第8条 この要領に規定するもののほか、工事に係る兼務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、令和2年4月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約から適用する。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、令和7年4月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約から適用する。